

令和6年5月23日

懲戒処分の公表について

このたび、本校では下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和6年5月23日
2. 被処分者 事務職員（40歳代・男性）
3. 処分内容 懲戒解雇

4. 事案の概要

被処分者は、令和5年12月19日に盗撮目的で本校の脱衣場に侵入したとして、建造物侵入の疑いで令和6年3月25日に逮捕された。

このことは、刑法犯に該当する行為であり、本校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の名誉及び信用を著しく傷つけるものである。

5. 校長コメント

本校の職員に対して、本件懲戒処分を行う事態になったことは誠に遺憾であり、学生、保護者並びに関係各位へ多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

本校として、今回の件を厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、服務規律の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に努めて参ります。

独立行政法人国立高等専門学校機構
呉工業高等専門学校長
餘 利 野 直 人